

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

公立八鹿病院組合

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかと国民等からの批判や指摘があり、当組合におきましても、国の要請に基づき民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるよう努め行きたいと考えております。

そのために、技能労務職員等の給与等について、住民の理解と納得が得られる総合的な点検を実施するため、給与等の見直しに向けた取組方針を策定するものです。

1 現状

(1) 職種別人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区 分	公立八鹿病院組合					民 間		
	職員数 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年	平均給料月額 円	平均給与月額 円	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳	平均給料月額 円
全 体	38	37.6	17.6	244,163	283,538	—	—	—
調理師	12	40.3	20.9	253,892	297,130	調理師	41.8	250,400
介護職員	23	35.3	15.3	234,074	267,719	—	—	—
その他	3	45.2	23.9	282,600	350,444	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われるすべての諸手当（期末勤勉手当を除く）の額を合計したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成17年～平成19年の3か年平均）を使用しています。

※その他の職種とは、電気、ボイラー技士等の技能労務職員をいいます。

(2) 年齢別職員数

(人)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳
全 体		3	1	7	12	3	3	1	3	2	3
調理師				5	1		2	1	2		1
介護職員		3	1	2	11	2			1	2	1
その他						1	1				1

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職員給料表を適用しています。

イ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、夜間看護手当、夜間介護手当、管理職手当、時間外手当、夜間勤務手当、 期末手当、勤勉手当

ウ 特殊勤務手当

主任手当、死後の処置手当、特殊作業現場手当、特別勤務手当、調理員手当、機関員手当、その他技能労務 職員手当
--

エ 昇給

毎年1月1日に勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

公立病院の経営環境は大変厳しいものとなっています。公立病院改革プラン及び昨年制定された財政健全化法の制定等により病院経営の見直しが行われているところです。そこで、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、人員の適正管理、配置に努めていかなければなりません。状況分析を行うとともに技能労務職の職務内容を検討しながら他職種と同様適正な給与制度の運用となるよう努めていきます。

3 具体的な取組内容

- (1) 特殊勤務手当について、従来からの慣例にとらわれることなく勤務の内容を検討し見直しを図ります。
- (2) 早急な勤務評価システムの導入を検討します。
- (3) 退職者の補充は行わず民間委託を含めた事務の見直しを図ります。